

公園をもっと柔軟に活用したい！ Park-UP 事業に取り組む「提案主体」を募集



1 概要

京都市では、地域主体の柔軟な管理運営を、民間企業等の多様なサポート団体が支援することによって公園の魅力向上を目指すとともに、地域コミュニティの活性化など、地域課題の解決や価値向上に寄与するため、Park-UP 事業を創設しました。

この度、Park-UP 事業に取り組む提案主体の募集を開始します。

(1) 対象

Park-UP 事業に取り組む提案主体として、自治会等の地域自治を担う住民組織、公園愛護協力会、地域活動に取り組むことを主たる目的とする団体等が応募いただけます。

(2) 対象公園

建設局管理の公園のうち、主に近隣居住者の利用を目的とした街区公園、近隣公園、地区公園が対象です。希望する公園が事業の対象になるか不明な場合は、「5 問合せ及び提出先」へお問い合わせください。

2 Park-UP 事業に取り組むメリット

○ 地域独自の利用ルールを定め、やりたかったことを公園で実現

地域が主体的に公園を管理運営することを前提に、行政が定めた画一的な利用ルールではなく、地域合意のうえ、地域の実情にあった運営方針や利用ルールを定めることができます。

○ 活動を通じた仲間づくり

民間企業、市民活動団体、大学、NPOなどのサポート団体と連携し、公園の管理運営を行うことで公園の魅力向上とともに、活動を通じた仲間づくりを行うことができます。

○ 交流・活動拠点の設置が可能に

持続的な利用の促進と地域コミュニティの活性化等に資するため、地域合意のうえ、公園内に Park-UP 施設（交流施設、活動拠点となる施設）の設置が可能となります。さらに、地域主体の柔軟な公園の管理運営に資すると認められる場合は、便益施設等を併設することも可能です。

○ 広報など活動を支援

取組にあたっては、広報や他の公園での活用事例の紹介等の活動支援を受けられます。

3 応募方法

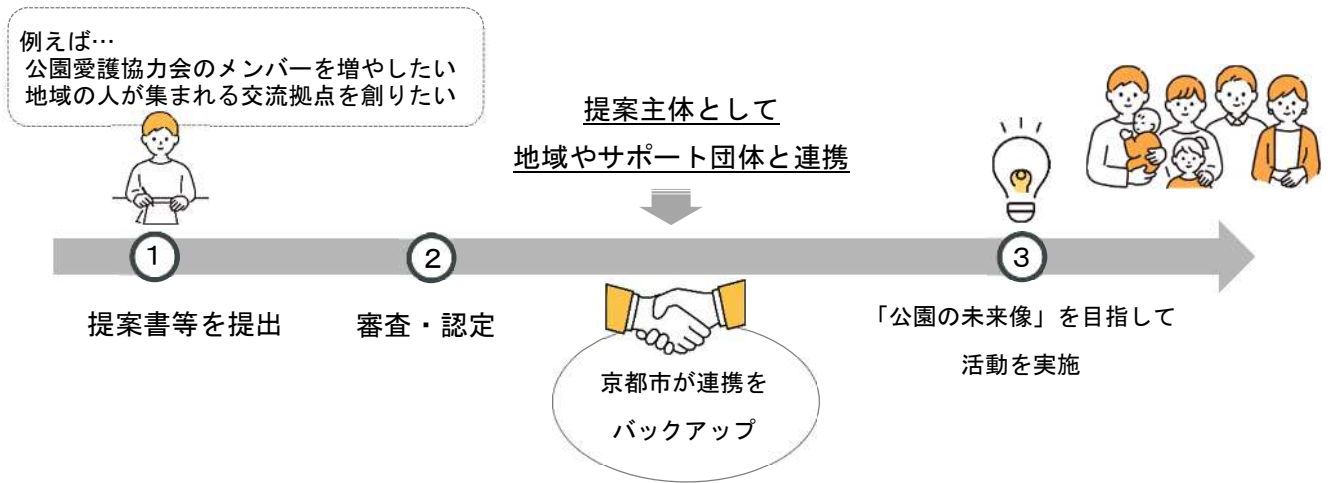
以下の書類を電子メール又は郵送により「5 問合せ及び提出先」へ提出してください。書類の提出を受け、希望する公園が事業の対象公園となるか、自治連合会等及び公園愛護協力会の同意を得ているか、提案主体となる団体のこれまでの活動実績等を審査し、認定します。提出書類は、随時受け付けています。

<提出書類>

公園活用提案書（第1号様式）

活動実績報告書（様式自由）※

※ Park-UP 事業実施要綱第4条第1項第3号に該当する団体のみ提出



4 その他

- ① 次の場合、提案主体としての資格を取り消します。
 - (1) 著しく社会的信用を損なう行為等を行った場合
 - (2) 提案主体が提案内容の実現に主体的に取り組んでいないなど、事業に真摯に取り組んでいない場合
 - (3) その他市長が認める場合
- ② サポート団体との連携は、双方の意向を踏まえ京都市がマッチングを図り、合意に至った場合、活動を行うことができます。このため、**必ずしも希望するサポート団体と連携できるものではありません。**現在登録されているサポート団体は京都市のホームページより御確認いただけます。
サポート団体リスト <https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000324919.html>
- ③ 関連リンク
 - Park-UP 事業について
Park-UP 事業実施要綱、様式等を掲載しています。
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000323881.html>
 - 京都市の公園について
街区公園、近隣公園、地区公園などの種別を調べることができます。
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000214383.html>

5 問合せ及び提出先

京都市建設局みどり政策推進室 公園利活用担当
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
TEL : 075-222-4114 FAX : 075-212-8704
メール : ryokusei@city.kyoto.lg.jp